

「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業 健康・医療情報活用技術開発課題」令和5年度公募Q&A

令和5年3月8日更新

問合せ内容	回答
<b>3.1.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等</b>	
<p>ヒアリング審査で「事業化（マネタイズ）を担う民間企業の所属者の発表を求めます」とあるが、自分は医学研究者でありベンチャー経営者である。その場合はヒアリングは一名でよいか。</p>	<p>そのご理解で結構です。</p>
<b>3.2.6 審査において重視する事項等</b>	
<p>「マイナポータルAPI連携を図る取り組みであること」とあるが、その場合はマイナポータルAPI連携認定業者の参加が必要か。</p>	<p>「マイナポータルAPI連携」は、重視する事項等ですが採択条件ではありません。また、API連携を経ずとも適切な手続きを経て個人の健診等情報を利活用することは可能と思われます。</p>
<p>「すでに商品化されている健康アプリ等に機能追加して」とあるが、既存のアプリを改良することは必須か。</p>	<p>「すでに商品化されている健康アプリ等に機能追加して」は重視する事項等ですが採択条件ではありません。3.2.1 開発の目的 には「既に開発済みの健康アプリ等の機能追加、あるいは新規の健康アプリ開発を行い」と記載がありますのでご参照ください。</p>
<b>5.1.1 応募に必要な提案書類</b>	
<p>ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式（該当する場合は必須）とあるが、ヒト全ゲノムシーケンス解析結果を利活用する取り組みでもよいのか。</p>	<p>ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式についてはAMEDの全事業で確認を求めている事項であって、特に本事業での利活用を想定しているものではありません。ゲノム解析の活用を否定するものではありませんが、3.2.4 採択条件 にあるとおり、原則として健康データの活用手法を構築する計画であることを求めます。</p>